

岩手県告示第272号

浄化槽法施行細則（昭和60年岩手県規則第79号）第8条第2項に規定する浄化槽管理士研修の期日及び場所は、次のとおりである。

令和7年4月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 研修の期日

- （1） 第1回目 令和7年7月24日（木） 10時30分から16時まで
- （2） 第2回目 令和7年10月9日（木） 10時30分から16時まで

2 研修の場所

- （1） 名称 岩手産業文化センター ツガワ未来館アピオ 第4会議室
- （2） 所在地 滝沢市砂込389番20

3 その他 詳細については、公益社団法人岩手県浄化槽協会に問い合わせてください。